

議案第46号平成27年度生駒市一般会計補正予算（第1回）に対する附帯決議

議案第46号平成27年度生駒市一般会計補正予算（第1回）において、生駒北スポーツセンターに係る予算については、既に使用開始している施設等の改修、不要施設の撤去に充てるものであることからその内容に反対するものではない。ただし、その執行に際しては十分な配慮が必要と考える。

現状において当スポーツセンターは、その周辺に工事反対の看板が立てられているなど、未だに地元住民にとって受け入れ難い施設となっている。このような状態で当スポーツセンターが運営されていることは、地元住民にとって問題であるだけでなく、施設の運営管理を行う行政及び指定管理者にとって、さらには施設を利用する市民にとっても問題である。

これまで、当スポーツセンターの開設に至る過程から、行政が強引に事業を進めている旨の声が上がっており、地元住民が行政に対する不信感を募らせてきている。

そこで、まず地元住民の行政に対する不信感を払拭するとともに、地元住民と行政との一定の合意の上に整備、運営される施設とする必要がある。

以上のことから、これまでも議会の中で、地元住民との協議の徹底を申し入れてきたところであるが、未だその取組は不十分と考える。そこで、ここに改めて本予算の執行に際し以下を実行することを強く求める。

- 1 地元住民と十分かつ丁寧に協議を重ね、地元住民の理解を得られるよう努めるとともに、決して地元住民の意向を無視して強引に事業を進めないこと。
- 2 施設の整備、運営に際しては、国定公園内という自然環境豊かな閑静な住宅地であるという立地条件に鑑み、生活環境の保全に十分に配慮した措置を講じること。

以上、決議する。

平成27年6月26日

生駒市議会